

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「2-5 排尿（介助の方法）」について★★

令和2年度の中で修正の多かった「排尿」について、今回は解説させていただきます。

排尿とは？

- ①排尿動作（ズボンやパンツの上げ下げ、トイレや尿器への排尿）
- ②陰部の清拭
- ③トイレの水洗
- ④トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除
- ⑤オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換
- ⑥抜去したカテーテルの後始末

再確認！

上記①～⑥の一連の行為の中で、部分的に介助が行われている場合は「**一部介助**」を選択。

一部介助の例

- ・ズボンは自分で下げられるが、上げる際は不十分なため職員がズボンを引き上げる介助を行っている。
- ・一連の動作は全て自分で行えるが、毎回トイレの床に尿が飛び散り汚れているため家族が掃除をしている。

ここでもう1点・・・「頻度の確認」を忘れないで！



時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合もありますので、調査日より概ね過去 1 週間の状況において、より頻回にみられる状況を確認した上で、選択してください。

頻度の確認が 特に大切となる場合の例

一連の動作は全て自分で行えるが、トイレの床に尿が飛び散り汚れているため、家族が掃除をしている。頻度としては、週に3回程度であり、トイレを汚さずに排泄できていることの方が多いため、「介助されていない」を選択する。

➡ 頻度から「介助されていない」を選択しましたが、審査会で一時判定を変更する根拠となることもあるため、家族が行っている手間を特記事項に必ず記入してください！

【介護認定の状況】（R3.6.2時点）

4 月申請 472 件のうち審査会の予定が決まっていない数 18 件

5 月申請 487 件のうち審査会の予定が決まっていない数 239 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）